

内閣府独立行政法人評価等のための
有識者懇談会
第23回議事録

内閣府大臣官房政策評価広報課

内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会議事次第（第23回）

日 時：令和2年8月27日（木）13:58～15:44

場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用B会議室

開 会

- 1.（独）国立公文書館の令和元年度における年度評価案及び効率化評価案について
- 2.（独）北方領土問題対策協会の令和元年度における年度評価案について
3. その他（今後の予定等）

閉 会

○笹川課長 それでは、定刻より早いのですが、委員の皆さんがおそろいでございますので、ただいまから第23回「内閣府独立行政法人評価等のための有識者懇談会」を開催いたします。

今回も前回と同様に電子会議システムを活用して議事を進めたいと思います。タブレットでございますので、皆さん、感覚的に分かると思いますけれども、電子会議システムの操作方法に御不明な点がございましたら、事務局までお尋ねいただければと存じます。

議事に入ります前に、内閣府におきまして人事異動がございましたので、御紹介いたします。本年8月1日付で渡邊政策立案総括審議官が着任いたしましたので、御挨拶申し上げます。よろしく申し上げます。

○渡邊審議官 林審議官の後任で、8月1日付で政策立案総括審議官になりました渡邊と申します。委員の皆様方には大変お忙しい中、また、お暑い中、コロナの中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本懇談会につきましては、内閣府が所管しております国立公文書館と、この後入れ替わりで入ってきます北方領土問題対策協会、この2つにつきまして、事務実績の評価などが適正に行われているかどうか、有識者の皆様に御意見を伺うために開催させていただいているものでございます。

本日は、例年お願いしておりますこの2つの組織の年度評価案に加えまして、本年度対象となります国立公文書館の効率化評価の案につきましても御意見をいただきたいと考えております。

昨今、新型コロナウイルスの感染者数が依然として高止まりしているような状況でございますので、新しい日常ということで、こういう対面式での会議も減りつつあるような状況ではございますが、今日はなるべく間隔を取らせていただいて、あまり御心配のないような状態で開けるかなということで、このような形で開催をお願いしたところでございます。

今年度から東大の牧原先生と学習院大学の千葉先生に委員として加わっていただいて、5人の先生方に御審議いただくということを考えております。今日は千葉先生が御欠席ということですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本懇談会は、座長としてかねてより田辺先生をお願いしておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を頂戴できればと思いますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○笹川課長 ただいまの渡邊政総審の挨拶にもございましたけれども、今年度から東京大学の牧原先生と学習院大学の千葉先生に委員として加わっていただくことになりました。千葉先生は本日御欠席でございますけれども、牧原委員のほうから一言御挨拶を頂ければと存じます。よろしく申し上げます。

○牧原委員 東大先端研の牧原でございます。

政策評価というものが導入されたというのが、ふと考えてみますと、ついこの間のような気がしておりましたけれども、随分年数もたち、定着したのだなということを今回痛感しておるところでございます。

できるだけことはさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○笹川課長 それでは、議事の進行につきましては、田辺座長、よろしくお願いいたします。

○田辺座長 それでは、本日は国立公文書館と北方領土問題対策協会の令和元年度評価案等を議題としているところでございます。

まず、国立公文書館ですけれども、第1に令和元年度業務実績の評価案、第2といたしまして5年ごとに実施する効率化評価案、この2つにつきまして、杉田公文書管理課長より御説明のほうをお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

○杉田公文書管理課長 公文書管理課長の杉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1-1、横長、A3紙の表を見て御説明をお聞きいただきたいと思います。国立公文書館でございますけれども、行政機関等が保有いたします歴史的に重要な公文書の受入れ、移管を受けまして、永年保存、一般の国民の皆様方に利用を提供していくという組織でございます。

資料に沿いまして、元年度の業務実績に関する評価案ということで、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。項目が多岐にわたりますので、資料1-1のカラーの部分、館の自己評価をAとして出してきていただいているところが合計8か所ございますので、ここのところを中心に御説明をさせていただきたいと思っております。ちなみに、緑の部分が内閣府の評価としてもA評価、オレンジの部分が内閣府の評価としてはB評価というものになってございます。

通し番号1、「行政文書等の管理に関する適切な措置」ということで、国立公文書館は、移管を受けた公文書を保存するわけでございますが、その前提といたしまして、現に行政機関等で使われている文書が適切に管理されているということが前提になってございます。

主な評価項目のところでございますが、行政機関が設定する行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）が移管または廃棄という形で設定することになるわけですが、これの確認ということで、目標値350万件以上ということで設定がなされているものでございます。

その他、内閣府あるいは各省の文書管理に関しまして、諸々の専門的、技術的な助言をするという項目になってございます。

実績といたしまして、レコードスケジュールの確認につきましては353万件ということで、数値目標101%を達成しているという状況になってございます。

その下のところ、内閣府の公文書監察室は2年前の9月にできた組織でございますが、これがいわゆる政府CROという形で、各省のCRO、各省の文書管理が適切に行われているの

かどうかというところの実態調査、あるいは監査を行うという組織でございます。こういった政府CRO、公文書監察室が行う実態調査等に協力いたしまして、国立公文書館の職員派遣を実施するという事を平成30年度から試行的にやっていたというところでございます。元年度におきましてはその派遣先を拡充いたしまして、本省だけではなくて、地方支分部局にまで広げて職員派遣を実施したという形になってございます。実際に実地調査に同行いたしましたり、あるいはヒアリングに同席をいたしましたり、あるいは現場のファイルを検分したり、そういったところで専門的、技術的な助言をいただくという内容になってございます。

このところが難易度が高いという位置づけでもございますので、先ほどのレコードスケジュールの350万件の目標達成と合わせまして、このところは内閣府といたしましてもA評価とさせていただきたいと考えてございます。

通し番号の2、歴史公文書等の保存、利用のAの受入れに関するところでございます。受入れにつきましては、数値目標といたしまして、受入れ後、1年以内の排架目標100%という形になってございます。

それから、（歴史公文書等の受入れは）基本的に行政機関等からの文書の受入れという形になっておるわけでございますけれども、このところでは立法府、あるいは司法府、あるいは民間からの寄贈寄託、それから歴史資料等の積極収集ということが評価の視点として掲げられているところでございます。実績といたしまして、行政機関等から受け入れました歴史公文書等につきましては、1年以内の排架目標100%を達成しているというところでございます。

法務省からの刑事参考記録の受入れでございますが、元年度はいろいろ調整を行いまし、新たな刑事参考記録ということで、明治時代のものであったり、治罪法に係るものの受入れを新たに実現したということでございます。

それから、民間の国政上重要な人物に関する資料につきまして、寄贈寄託による受入れが2件、実績がございました。

他の機関が所蔵する資料のデジタル画像、いわゆるデジタル複製の収集につきましても2件実施したという形になってございます。

このような形で新たな歴史公文書等の受入れを実現したということで、所期の目標を上回る成果と認められたと考えておりますが、一方で、難易度が高い事業とされております歴史資料等の積極収集につきまして、収集すべき歴史資料等の基準・収集計画の策定につきましては、まだ引き続き検討しているという状況となっております。

デジタル画像の収集につきましても、ちょっとコマ数が少なくなっていたりという状況もございますので、そういったところも勘案いたしまして、内閣府としましてはB評価とさせていただいたというところでございます。B評価と言いましても予想された目標値は達成しているということでございますので、目標は達成しているという状況でございます。

通し番号5、利用の促進ということで、展示でございます。評価の視点といたしまして、

展示会の入場者数、目標値が4万5000人以上、それから国民のニーズを踏まえましたが魅力ある質の高い展示の実施というところが掲げられてございます。展示会の入場者数は5万3000人を超えるということで、数値目標118%を達成したというところでございます。展示会の実施につきましても、春・秋の2回の特別展、企画展を5回実施していただいているところでございます。特に特別展につきましては、天皇陛下の御在位30年、それから新しい天皇陛下の御即位ということも記念いたしまして開催したということで、来場者の満足度も96%以上ということで、高い満足度が得られていたということでございます。

こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症への対応ということで、2月から3月にかけて集客力の高い企画展を通常よりも10日ほど早く閉めてしまわないといけない状況になったということで、もしそれがなければ数値目標は達成されていたということで館において試算をし、評価の基準でございまして120%を超えたであろうという説明は受けているところでございますが、こういう状況で118%という数字となったということは、所期の目標を上回る成果と認められると考えてございましてけれども、他に質的な取組につきましても、所期の目標を上回る成果があったとまでは認め難いのかなと考えてございまして、結果的に内閣府としましてはB評価とさせていただいているところでございます。

続きまして、通し番号7、利用者層の拡大に向けた取組となっております。評価の視点といたしまして、「国立公文書館ニュース」の発行回数4回以上、それから見学等の受入れ、土曜日の閲覧室開室等々、SNSフォロー数等という形になってございます。

実績といたしまして、「国立公文書館ニュース」の発行につきましては、100%の目標数値を達成しているというところでございます。

新しい取組といたしまして、友の会ボランティアガイドの導入ということが掲げられてございます。

目標の中におきましても外部人材の活用、それから館と利用者間、それから利用者同士の交流を推進する仕組みの導入というのは、まさにこのボランティアガイドの話でございます。この導入に向けた規程の整備、それから実際に15名採用したと伺っておりますけれども、そういった取組を始めたことにつきましては大変評価できるのだろうと考えてございます。ただ、実際にボランティアガイドの導入に向けた体制は構築したわけではございますが、こちらのほうも新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、実際に稼働するには至っていなかったという状況でございました。

その他、見学ツアーの参加者数が減ったりということもございまして、この辺りは総合的に評価いたしまして、内閣府としましてはB評価とさせていただいているところでございます。

次に、通し番号8番、地方公共団体、関係機関との連携協力というところでございます。評価の視点といたしまして、全国公文書館長会議が全国の国立公文書館等の指定施設、それから都道府県の公文書館、全体で54機関あるのですけれども、そういったところの参加の状況として85%以上という目標数値になってございます。

その他、自治体が行う研修への講師の派遣、それから自治体から求めがあった場合に、公文書館の運営に関する指導・助言、それから被災公文書等の救援実施状況ということでございます。

実績でございますが、全国公文書館長会議への参加目標につきましては、91%ということで、目標を達成しているというところでございます。

自治体設置の審議会等への館職員派遣でございますが、要請全てに対応しているという形になってございます。これが25件あったと伺っております。

ただ、内容的に自治体からの派遣要請で館職員を委員として派遣するというところでございますが、評価すべき点といたしまして、今回条例の制定であったり、公文書館の設置であったり、成果に結びついた重要な助言を行ったというところは大いに評価していいのかなと考えてございます。

被災公文書等への救援でございますが、これも前の年度もございましたけれども、元年度におきましては台風19号の被害がございました。福島の地方法務局では公文書が水に浸かったということで、職員を現地に派遣いたしまして、カビとか乾燥への対処方法を現地で指導したり、その他の自治体の要望においても同様の支援をしたということでございます。そういった取組につきまして、独法の活躍事例ということで、総務省の広報誌で紹介されたと伺っております。大いに評価できるところがあると考えておりますので、このところはA評価とさせていただきたいと考えております。

2 ページ目、通し番号10、国際的な公文書館活動への参加・貢献でございます。評価の視点といたしまして、国際会議での発表回数2回以上。それから、諸外国との相互交流、訪問・研修の受入れ、国際公文書館会議東アジア地域支部（EASTICA）の総会及びセミナーの実施状況というところを掲げさせていただいております。

国際会議での発表につきましては、実績でございますが、2回発言を行ったということで、数値目標を達成しております。国際公文書館会議（ICA）が昨年10月、オーストラリアで開かれたのですが、そこへの参加。それから、昨年11月、その東アジア版であるEASTICAというものでございますが、これは4年ぶりに日本国内での開催だったのですけれども、そういったことで2回発表を行ったという形になってございます。

それから、モンゴル公文書管理庁と協力覚書の取り交わしや、先ほどの国内開催されたEASTICAの運営及びその成果の国内への還元を行ったという形になってございます。

評価のところでございますが、EASTICAの国内開催ということで、これまで日本で開催した中で最大規模ということで、167名が参加しました。これを成功に導いたということで、ここは評価したいと考えてございます。特にその成果の国内への還元といたしまして、セミナー等におきまして、初めての試みといたしまして、各省のCROや幹部職員の方々を聴講者としてお迎えいたしまして、国内へその成果を還元したというところも大いに評価したいと考えてございます。

そういったところで、内閣府の評価といたしましても、Aとさせていただきたいと考え

ております。

通し番号11番、研修でございます。これも重要度、難易度ともに高いとされているものでございます。行政機関、独法等の職員に対しまして、年間の延べ受講者数の目標値が1,900人以上となっております。その他、評価の視点といたしまして、研修の満足度、講師等の派遣の状況、難易度の高いものとしまして、アーキビストの認証の実施の着手ということを書かせていただいております。

実績といたしまして、研修の受講者数といたしましては年間延べ2,437人、目標値に対し128%の達成という形になってございます。中でも全研修におきまして高い受講者満足度ということで、9割以上が満足という回答をしております。アーキビスト認証の実施に着手ということで、準備委員会を5回開催し、着手を行ったというところでございます。

評定のところでございますが、研修の受講者数につきましては120%を上回るということで、大変に成果を上げていると考えております。難易度が高いとするアーキビストの認証につきまして、「アーキビスト認証についての基本的考え方」、あるいは「アーキビスト認証の実施について」を取りまとめたということで、着々と実施に着手したということは、大いに評価したいと考えてございます。

そうしたことで、このところの評価といたしましてもA評価とさせていただいているところでございます。

「3. 財務内容の改善」の「1. 自己収入の増加」というところでございます。所蔵する公文書資料等の活用によります自己収入等の増加への取組ということで、310万円以上が目標値となっているところでございます。これにつきましても、前年度に引き続きまして、「平成」の書のクリアファイルというのが非常に売れまして、自己収入741万円、目標値に対し239%達成ということで、数値上は非常に大きな成果があったと認められるところでございます。改元の時期が近くなった5日1日ということで、4月に最も売れたと聞いておりますけれども、こういった「平成」の書クリアファイルが話題になったことに加えまして、販売経路拡大の工夫であったり、いろいろ新しいオリジナル商品の企画販売を行ったり、オンライン決済を導入したり、そういった工夫も見受けられましたので、このところはA評価とさせていただきたいと考えております。

こういう形で全体15項目ある中で、A評価が5、B評価が10という形になってございます。総合評定といたしましてもB評価とさせていただきたいと考えてございます。

引き続きまして、3ページ目、主務省令期間中、過去5年間の業務運営の効率化に関する取組状況の評価となっております。これを見させていただきますとおり、業務運営の効率化ということで、過去5年間いずれもBということで、おおむね目標を達成しているという状況になってございます。

具体的な内容は右側に少し書いてございますが、内部管理的な運営の話でございますが、超過勤務時間の縮減とか、一般競争入札の導入、あるいは複数年契約への移行による効率化、あるいは唯一の数値目標である、一般管理費と事業費の対前年度比2%以上の削減を

5年間いずれも達成しているということでございます。

職員給与につきましても、人事院勧告に基づく見直しの実施。

競争性のない随意契約や一者応札・一者応募については低減を図りまして、契約監視委員会を開催してしっかり評価をしたこと、情報セキュリティ研修や、システム面もデジタルアーカイブ等、館そのもののLANシステムがございますけれども、いずれも設計・開発業務、安定的な運営ということ、システムのセキュリティ面も強化をしながら運営をしているということでございます。

総合評定といたしましてもBとさせていただきたいと考えてございます。

以上、駆け足でございましたが、国立公文書館に関する評価についての御説明を終わりたいと思います。

○田辺座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたら。それでは、石川委員、よろしくお願いいたします。

○石川委員 御説明ありがとうございました。

2か所ありまして、1か所目は、上から5つ目の「利用の促進に関する措置」、「i) 展示等の実施」で、コロナの影響で10日ほど早く閉館しなければいけなかったということなのですが、いつからいつまでの開催のものだったのかということについてです。なかなか厳しい状況と思われるので、そこを1点お伺いしたいです。今年度はどういう企画物があってということも併せて伺えればと思います。

それから、7番目、利用者層の拡大に向けた取組で、こちらでもコロナの影響で来館される方がかなり減っておられるということですが、例えば昨年度と比べるとどれくらい減っているかを教えてください。また、土日を開室日数で確保されているようですが、これも実際に来館者がどう影響しているかということです。確かに来館者は減っていると思うのですが、一方で、電子的な情報を利用者が使われているのかどうかということについて教えていただけますか。この点は評価の基準が来館者ということなのですが、ホームページへのアクセス数とか、そういう電子的な情報を使っている者が増えていることがあれば、一応教えていただければと思います。ただし、すでに評価基準が決まっているので、これについては評価できないのかもしれませんが。

○田辺座長 では、お願いします。

○小八木国立公文書館次長 では、公文書館のほうからお答えさせていただきます。

まず、昨年度のコロナでの閉館なのですが、企画展の開催時期は、3月9日までだったのが、2月28日から閉館ということで、10日間ほど期間が短縮されたということとなっております。

今年度の来館者ですが、例年企画展というと、4,000～5,000人ぐらいが来館されるということとなっているのですが、今年度は8月26日までの値で約2,500人ということで、かなり減っております。ただ、国立美術館がその隣にありまして、北の丸公園のほうに科

学技術振興財団があるなど、文教的な施設がありまして、そこから流れてくるというのが例年結構あるのですね。そこがコロナの影響で我々よりも長く閉じているといった影響も結構響いているのかなということです。公文書館単独を目指してくる方ももちろんいらっしゃるのですが、せっかく北の丸公園辺りを散策しているので来られるという方もいらっしゃるといった、いろんな要因が来館者の数には関わってきますので、そういう意味で、周りの館も開いているといいなという状況がございます。

デジタルアーカイブのほうは、手元に資料がないのですが、今年度の状況を見たところ、4月の下旬から5月にかけて、それまでに比べてデジタルアーカイブの利用者は増えていくと。4月の中旬までと比べてかなり増えているという状況は示しているのですけれども、ただ、それがコロナで閉館になったことによるものなのか、これはゴールデンウィークの期間でたっぷり時間があるので、デジタルアーカイブとかそういったところにも触れてみようとか、そういった方々が増えるのか、そこまでの分析ができる情報、データがなかなかないという状況でございます。

○石川委員 ありがとうございます。

あと、今年度の企画展、どういうものをなさるか教えてください。

○小八木国立公文書館次長 今年度の企画展は、現在開催中の6月16日から8月一杯のものが「競い合う武士たちー武芸からスポーツへー」ということで、古文書に残されている様々な武芸について、日本の古文書、文書は文字だけでなく、カラフルな絵で、鎧の着方とか、そういったことも含めて文書として残されている。海外のものは結構文字の文書が多いと思うのですけれども、絵の文書もかなりありますので、そういったところは内容が充実していて、おもしろかったという評価をいただいております。

企画展の第2回として「グルメが彩るものがたりー美味しい古典文学ー」ということで、10月3日から11月29日まで開催する予定でございます。

例年3回企画展をやっているのですが、第3回の企画展として「最後の殿様ー廃藩置県から府県制へー」ということで、令和3年1月9日から2月28日までやる予定でございます。

それから、夏にオリンピックが開催されていけばオリンピックと連動してということで、（特別展として）「1964東京オリンピックとその時代」をやる予定であったのですけれども、オリンピックが延期されたことに伴いまして、現在のところの予定としては、今年度の3月20日から来年度の5月16日にかけて開催しようという予定でおりますが、これはまたオリンピックの開催の状況とか、そういったものを見て、この内容でできるのかどうかということ判断していく必要があるかと考えています。

○石川委員 ありがとうございます。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

○石川委員 はい。

○田辺座長 他はいかがでございましょう。では、お願いいたします。

○大隈委員 3点ほど教えていただきたいのですが、一番上の重要度、難易度ともに「高」のところで、今回平成30年度から実態調査に協力して、職員さんの派遣を実施したということですが、これは対象、全てに考えるとどれぐらいあるのか、それを教えていただきたいのが1点目。

2つ目が下から2番目の7番、友の会ボランティアガイドの導入ということで、15名の方が入られたみたいですが、これは具体的にどのようにして募集をされて、どんなことをされているのかというのを教えていただきたい。

あと、一番下の8番のところ、要請を受けて、重要な助言ということで、重要なことをおっしゃったのだと思うのですが、例えばどんなことが例として挙げられるのか、教えていただければと思います。

以上でございます。

○田辺座長 お願いいたします。

○小八木国立公文書館次長 まず、1つ目の派遣について、全部でどういう。

○大隈委員 対象。もし行かれるとしたら、どれぐらいの数になるのか。

○小八木国立公文書館次長 どのぐらいの省庁ということですね。

○大隈委員 はい。もしすぐあれでなかったら結構です。

○小八木国立公文書館次長 派遣の対象の省庁というか、同行する省庁について、後ほど分かれば御回答いたしますけれども、中身として、我々どもは、各府省庁が作成されたレコードスケジュールの確認依頼に対し専門的見地からの助言をっております。そういった見地から、派遣先の省庁のレコードスケジュール確認のときの我々どもと各府省庁で約束したものが、若干この記載はずれていきますよとか、あるいは記載の誤りですとか、ファイリング方法とか、あるいは我々どもの館としては永久保存となっているのですね。公文書管理法上、資料を永久に保存していくと。でも、各省のほうでは保存場所によっては、すごい湿気の高いところに保存されていたり、あるいはこちらに移管されてから困るのが、虫がすごく食べているものもあり、ちょっと汚い話ですが、虫のふんで資料がベタっとくっついてしまって、そのままでは利用に供することが難しいものがあります。そうすると、一枚一枚剥がして、虫が食った後というのはボロボロになりますので、それをリーフキャスティングという方法で、そこに紙の繊維を埋めていって、資料として一枚一枚ちゃんと見られるようにしないとイケない。これはすごく手間暇がかかりますので、そういった保存方法のアドバイスをしたり、そういったことによって公文書が適切に保存されるという見地からやっております。

昨年度は（本省では）7府省の8部局に同行させていただいたということとなっております。内閣官房とか内閣府とか、文科省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛装備庁といったところに同行させていただいたということでございます。

2点目、友の会のボランティアガイドにつきましては、募集をしまして、積極的に関わっていただくと。友の会というのは、年会費を払えば図録がもらえるといったある

意味受け身の形でして、公文書に関心を持つ方には積極的に関わりたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった方々を募集いたしまして、これはコロナの影響で、今時点でもまだ準備中という形になっているのですけれども、ガイドの計画を立てていただいて、主なものとしては、実際に見学するときの解説をしたり、あるいは企画展とかそういうところで来られている方々に解説をしたり、そういったことをやるということを予定しているところがございます。

3つ目、項目の8番ですね。

○大隈委員 被災の前のところに「重要な助言を行ったこと」と。

○小八木国立公文書館次長 これは「地方公共団体等の開催する委員会・審議会等の職員派遣要請の全てに応じ、重要な助言」。全国の各県、市町村の公文書館の設置状況を見ると、まだまだ設置されていない県。県レベルで見ても設置されていないといったところがございますので、設置に際してどういう条例を制定していけばいいのかとか、あるいは各市町村の公文書管理に対して助言を行ったり、相手のニーズによって異なってきますけれども、館の設置から公文書管理の在り方まで、そういった助言を行っていると同っています。

○大隈委員 ケース・バイ・ケースだと。ありがとうございます。

○田辺座長 他はいかがでございましょう。では、お願いいたします。

○牧原委員 まず総合的に全体を見て、これは自己評価Aでやられて、主務省評価でBということもあるということですが、評価案Bでもいいのではないかと。もちろん、最初からBを狙う必要はないのですけれども、あまりAで頑張り過ぎると、もうネタがなくなるときがいずれ来るなという感じがしております。相当いいBであるのだろうと受け止めております。真面目にということ、公文書を管理して、それを利用に供するというをやっていらっしゃるように思うからです。

クリアファイルがこんなに売れるなんて、私はびっくりしましたがけれども、これは引き続き常に売れるのではないかと。「平成」、「令和」、そういうのがもっとあるのだなというあたりです。裁判所の資料を受け入れるということがいろんな経緯であったと承知しておりますけれども、いろんな経緯で新しく受け入れたものは、それこそプラスアルファのアピールができる場所ではないかと思えます。従来どおりの枠組みの中で受入れの簿冊数を増やしていただくだけではなくて、将来的には国会の資料が問題になるのだと思えますが、そういうのも含めて受け入れていくということをプラスにアピールし、しかも、裁判所の資料はまだまだ出し切れていないと思えますので、そういうものを今後出していくようはたらきかけていけば、BからAへ上げていくということが肝要かと思えます。

2つ質問ですけれども、いろんなことをおやりになって、職員の方の業務環境が日々悪化しているということはなく、やれていらっしゃる。つまり、その意味での能率性を果たしていらっしゃるかということが1つ。

もう一つは、（3館体制に）移るのは何年後でしたか。

○杉田公文書管理課長 2026年度になります。

○牧原委員 移った後は業務内容が相当変わるから、その準備もされているところかと思うのですが、そこはシームレスにといいますか、展覧的な要素を取り入れていくのだという話をちらっと聞いておりますが、それに向けて今どういうふうに準備されているのか。評価とどう関わるのか分かりませんが、この2点を伺いたいと思います。

○小八木国立公文書館次長 まず、職員の業務の能率性でございますけれども、鶏が先か、卵が先かみたいなのがございまして、今年度から勤怠のシステムを入れまして、入りの時間と出の時間をきちんと管理するという事です。館長が労務の関係に非常に関心が高く、毎月それぞれの職員の超勤時間の一覧表を作りまして、それで飛び出ているところがあったら、ここはどうなっているのだということを毎度毎度指摘するという事で、徐々にその部分は変わってくるというところがございまして。勤怠システムを入れる前から超勤時間自体は当然把握しておりますので、トップからの要請ということでやっているところでございます。

それから、新館に向けた準備でございますが、2026年度、6年後ということで、今年は展示の関係をまさに内閣府と準備、検討のほうを始めたという年となっております。そこに向けて、まず常設展、常に展示しているもの、例えば日本国憲法のレプリカが置いてあったり、そういったところについて、もう少し見せ方を変えることができないのかと。これも館長から要請がありまして、例えば戦後の歴史の流れと展示物をうまく組み合わせて見せることができないのかと、そういったところの検討を始めたところでございます。

展示の中身については、これから新館に向けて具体化、どんどん検討していくということになるかと思っております。

○杉田公文書管理課長 補足ですけれども、新館建設につきましては2026年度中の開館ということで、基本計画もつくりました。それから基本設計を終え、今、実施設計に着手ということで、箱物自体はもう道筋がついてはいるのですが、新館建設の基本計画の中におきましても、展示の話については引き続き具体化、それについての検討を続けるという趣旨のことを書いてございますので、そこは今後の検討課題として残されているという状況になってございます。

新館をめぐる建設の在り方につきましては、内閣府で国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議で毎年検討を進めてきて、各種報告書を出してきたのですが、ほぼ新館にまつわるという話でございますので、その調査検討会議のスキームの中でこの展示の在り方についても具体的に検討していくのだろうなと考えておりますが、具体的な進め方については、今、まさに検討を進めているところでございますので、今年度もそういった意味でそろそろ会議も動かしていけないかなと考えているところでございます。

以上です。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

○牧原委員 はい。

○田辺座長 私のほうからも3点ほどです。

1点目は、1の2の保存及び利用のところですが、刑事参考記録とか司法行政文書のほうでは着々と業務が拡大しているという感じがするのですが、問題は一番下のポツの「民間の国政上重要な」というところで、簡単に言うと、これは公文書ではないと言われれば公文書でないわけで、そうすると、受け入れつつ選定基準をと。鶏を食べながら卵も食ってしまうみたいな話なのかもしれませんが、今の線引きのところは検討中ということではあるのですが、方針として、これはどういうものを狙っていらっしゃるのでしょうか。例えば国政上だから知事は関係ないとか、そういう線のラインが少し見えるような形でどうやっているのかということをお教えいただければというのが1つです。

2番目は、11のところの研修ので、アーキビストの認証のところでございます。これは、私自身は思ったよりずっと進んだというので、A評価にほとんど異議はないのですが、今年はこのように、今後の展開のスケジュール、どういう形で行くのかなという見通し等があったら、お教えいただきたいというのが2点目でございます。

3点目は、どの組織もそうなのかもしれませんが、2月、3月からコロナになって、その影響というのは、特に人員配置とか、労務環境なのか分かりませんが、いろんなところへ出ていると思うのです。例えば令和元年はそうですけれども、令和2年のところでどういう事業計画を立て、どういう評価をすべきなのかということと絡んできますので、内側の人繰りないしはその体制のこういう点を考えなければねというところがございましたら、お教えいただきたいというのが3点目でございます。

以上、3つほどお伺いします。

○小八木国立公文書館次長 まず、1点目の我々が「積極収集」と呼んでいるものですが、典型的なもので、現在館で保有しているものとしては「佐藤榮作日記」、佐藤榮作元総理がつづった日記というのがございます。これはもう既に公開もされているものなので、機密情報とかそういうのに悩まず済んだものではあるのですが、実際どういうお考えで国政を運営されていったのか、いろんな施策というものを決めていったのかということ。そういったものが立体的に把握できるという意味で、個々の公文書、行政組織から移管されてくるそういった公文書はそれぞれが重要なものですが、これらの背景にどういうものがあつたのか、どういう考えがあつたのかとか、どういう判断がされたのかということ、そういった資料が、佐藤榮作総理の時代から考えたらもう50年以上たっているもので、どんどん散逸していくということです。

最も典型的なものとしてそういった例を挙げましたけれども、こういったものを持っておられそうな方に、こういう形で積極的に収集していきますよということで、実際に収集に当たりますと、例えば未公開著作物であれば、著作権の整理とかそういったことが必要になってきますし、あるいは総理の判断ともなると、かなり機密情報とかそういったものも含まれている可能性があります。外交上の機密とか、公文書管理法でも利用制限がか

けられるようなものが含まれている可能性がありますし、そういったものを整理する必要がありますので、こういった形で収集しますという一つのルールといったものをお示しして集めていく必要があろうかということで、一つのプロジェクトとして基準を定めてやっていこうというふうに検討しているところでございます。

○田辺座長 分かりました。

あと、アーキビストのところはいかがですか。

○小八木国立公文書館次長 アーキビストにつきましては、おかげさまで今年度、9月から申請を始めて、10月から審査をして、来年の1月には第1号の認証アーキビストというのを出すというスケジュールで、認証アーキビスト自体はそういう形で動いています。その裾野の部分はどういうふうにしていくのかということで、8月25日、今週の火曜日にアーキビスト認証委員会を開催しまして、そこで見せた絵としては大きく2系統です。1つは今の認証アーキビストを目指す系統。これはそれぞれのアーカイブで認証アーキビストに連なっていくような人たちです。一つの専門的人材群として確保していきますということで、認証アーキビストが大学院を修了しているとか、レベルがかなりハードルが高いものですから、もうちょっと下の層をつかまえようとか、さらには、認証アーキビストは3年又は5年以上といった実務経験を課していますが、大学の時点からそれに類する資格を与えることができないかと。大学の時点からというのは、例えば今の学習院大学の大学院のほうでアーカイブズ学専攻というのがございますけれども、ほかはそういったものはございませんでして、もうちょっと裾野を広く、公文書の分類整理とか研究とか、そういったところに興味を持っていただく人材を輩出していく。リクルートも含めて、さらに下の部分として、大学を卒業した時点で何か与えることができないかという構想を館の事務局のほうから委員会のほうにお示しして、それでこれから議論をしていただくと。

今、申し上げたのは半分の系統でして、もう片方の系統としましては、公文書でございますので、公文書のライフサイクルは、各省で作成して、整理して、公文書館に移管されてきて、公文書館で保存して、利用に供するというものでございますので、まずは各省において専門的な人材を確保していく必要、あるいは育てていく必要がございます。そういったところを何かうまい手だてがないか、その辺りを公文書管理課さんと考えていこうということで、大きく2系統を考えているところでございます。

それから、コロナの影響でございますけれども、本当に御指摘のとおり、今年度に入ってからかなりございまして、先ほども展示会の企画展、毎年4,000～5,000人のところが、この6月から8月のものは2,500人ぐらいだと申し上げましたが、他律的な要因が影響するかによってコロナの影響が当然変わってきまして、一つは受入れとか修復とか、あるいは利用審査とか、そういったものはこちらの努力である程度何とかなるといってございまして、この辺りは、6月以降は業務の遅れを挽回できるように、緊急事態宣言解除が5月25日でしたので、6月以降挽回できるようにかなり努力しています。例えば利用審査であれば、請求があってから30日以内に決定するというのを80%以上にするという目標を立

ているのですが、こちらのほうは今、80%になって、戻っているという状況でございます。

一方で、例えば展示とか売上げとか、あるいは国際会議とか研修といったものにつきましては、外側の人の流れといったものに大きく影響を受けてしまいますので、例えば国際会議ですと、年2回というのを目標に掲げているのですが、主催者はICA、国際公文書館会議というところが主催者なのですけれども、今年度のもは早々に延期するというのを決めております。そういった中で何か国際的な役割を果たすことができないかと積極的に模索しているところでございます。

研修につきましても、密にならないようにという要請がございますので、人数がどうしても制限されてしまう。一定の予算の中でやっていくという要請もございますので、どうしてもその部分が制限されてしまうということで、今後オンラインでどこまでできるのか。中身の濃い研修になりますと、どうしてもグループ討議を行ったり、双方向性というか、そういったものを重視したものにだんだんシフトしていきますので、そういった形で研修の実を上げることができるのかというところを模索していかないといけないなと思っています。

そういったものの中間的なものというか、例えばレコードスケジュールとか廃棄協議の確認依頼を我々が受けることになっているのですが、そういったものにつきましては、チェック自体は、館の努力で先ほどの利用審査と同じようにだーっとやることができます。ただ、一方で、各省からの協議に関する確認依頼ですので、各省にここはどうなっているのですか、レコードスケジュールに書いているこれはどういう資料なのかということを知った途端に、先方が出勤抑制で人がもともと少なくなっていると。優先順位がそんなに高くないらしくて、向こうからの回答がなかなか返ってこないとか、そういったこともあって、若干ここは苦慮していると聞いております。

館の中の努力である程度挽回できるような受入れ、修復、利用審査というものと、かなり外部の他律性の高い展示ですとか、国際会議とか、研修とか、そういったもの。その中間的な両方の要素があるもので達成度合いというのはかなり変わってくるのではないのかなと考えているところでございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょう。よろしゅうございますか。

いろいろ御質問、御意見を頂きましたけれども、こちらのA3に書いてあるところの評価案に対する異論というのは特になかったと受け止めております。

国立公文書館の令和元年度の業務実績の評価案、効率化の評価案につきまして、原案どおりということではよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○田辺座長 ありがとうございました。

それでは、公文書管理課、それから国立公文書館の皆様方はこれで御退席いただいて結

構でございます。貴重な情報をどうもありがとうございました。

(公文書管理課、国立公文書館の方、退室)

(北方対策本部、北方領土問題対策協会の方、入室)

○田辺座長 それでは、続きまして、北方領土問題対策協会の令和元年度業務実績の評価案につきまして、中嶋北方対策本部参事官より御説明のほうをお願いいたします。では、よろしくをお願いいたします。

○中嶋北方対策本部参事官 よろしくをお願いいたします。北方対策本部参事官の中嶋と申します。

資料2-1に基づきまして御説明申し上げます。具体的話に入る前に概括的なことを簡単に申し上げます。北方領土問題につきましては、内閣府の任務の中に北方領土問題の解決の促進というものが内閣府設置法に明記されております。外交交渉は当然外務省ですけれども、内閣府におきましては具体的な業務として、例えば外交交渉を後押しするための国民世論の啓発など、こういったものを任務として掲げております。そのために北方対策本部という組織が内閣府にございまして、本部長は大臣ですが、以下、職員定員12名の本部がございまして、内閣府の北方対策本部が所管している独立行政法人としまして、今日御審議いただく北方領土問題対策協会、略して北対協と申しますけれども、この独立行政法人が所管法人としてございます。

北対協は、以前は特殊法人でした。平成15年に政府全体の特殊法人改革がございまして、そのときに独立行政法人に位置付けられました。独立行政法人は3分類ありますが、北対協は、研究開発法人でもなく、行政執行法人でもなく、多くの独立行政法人が分類されます中期目標管理法という位置付けにされております。中期目標として、法人によって3年ないし5年の中期目標を掲げるわけですが、北対協につきましては、5か年の目標を掲げております。これに基づいて、目標自体は政府が示しまして、協会が中期計画を作るわけですが、この5年の計画が平成30年度から令和4年度までとなっております。したがって、今日御審議いただく令和元年度の業務評価というのは、5年計画の中の2か年目ということになります。

北対協は、理事長は公募で、NHKの出身の者が就いております。事務局は東京の上野にありまして、常勤の職員が22人。そして、北海道の札幌に札幌事務所という従たる事務所がございまして、こういう概括的な御説明の下、以下資料2-1に沿いましてポイントを申し上げます。

北対協の任務、業務は法律に明確に位置付けられております。独立行政法人北方領土問題対策協会法という法律がございまして、そこに5つ掲げられております。それが資料2-1の1ページ目の(1)国民世論の啓発、2ページ目の(2)四島交流事業、(3)調査研究、(4)元島民等の援護、(5)旧漁業権者等への融資、この5つが北対協の大きな任務と位置付けられております。

まず、1ページ目の(1)国民世論の啓発でございます。これはこのシート上、①から

③まで3つに細分類されておりますが、まず①北方領土返還要求運動の推進。左から2列目の「主な評価項目 評価の視点」という列に定量目標が掲げられていまして、各県における県民大会といった事業がございますが、こういった事業への若年層参加率、初参加者割合を、1つ前の中期目標期間最終年度の水準を上回るようにと。前中期目標期間最終年度というのは平成29年度になりますが、ここを上回るという定量目標が掲げられております。その結果、真ん中の「主な業務実績」という列に書いてありますとおり、今、申し上げた2つの指標、定量目標は、元年度はいずれも上回っているという結果が得られております。

②青少年や教育関係者に対する啓発。特に若年層が大事だということでございますが、教育という面から申し上げますと、学習指導要領に、以前は中学校の地理科には北方領土問題が明記されていたのですが、それ以外の歴史とか、小中高全ての社会科系の科目に北方領土問題が明記されまして、これの施行は段階を追うのですけれども、小中は今年度から、高校は再来年度から施行されることになっております。こういった背景も鑑みまして、左から2列目の2ポツ目、協会のホームページに掲載しております学習教材集のダウンロード数を対前年度比増とすると。これは真ん中の列、実績に記載しておりますとおり、約4,000件が令和元年度は約7,000件に増えたといった実績がございます。

③国民一般に対する情報発信ですが、昨今、SNS等の時代に鑑み、そういったものの情報発信件数とか読者数を平成29年度比でそれぞれ20%ないし10%増やすという目標を掲げております。その実績としまして、真ん中の実績欄に記載のような件数で増加しております。これが(1)国民世論の啓発です。

続きまして、2ページにまいります。2つ目の柱、(2)四島交流事業。北方四島は現にロシアが支配しておりまして、普通に行くことはできません。そして、パスポートやビザを持っていくということは、ロシアの管轄権を前提とするということになりますので、特別な枠組みを設けまして、その一つが四島交流事業というものであります。通称ビザなし交流ということもありますが、船で年間大体20回ほど行きます。色々な主体があるわけですけれども、北対協が実施するものとして、元年度は4事業の訪問事業がございまして、それは実績欄に記載のとおり、いずれも予定どおり実施をいたしました。一部急病人発生とか悪天候で日程を若干オミットするというものがございましたが、事業としては4回やっております。

(2)の左から2列目の評価の視点という項目の3つ目のポツです。各事業ごとに情報発信の数を550件以上という目標が掲げられております。これにつきましては、真ん中の実績欄の2ポツ目、550には達しておりません。これが結果でした。しかしながら、ここは改善点ではあるかと思えますけれども、主軸であるこの事業自体は予定どおり実施したということから、定量目標に達しない部分があったこと一事をもって評価が及第点に達しないという評価ではなかろうというのが、協会及び私どもの考えでございます。

次の(3)調査研究です。これは従来、毎年度テーマを決めて色々な角度から調査研究

をしておりますが、令和元年度につきましては、若年層へのインターネット調査ないしグループインタビュー調査を実施しております。その内容はこのペーパーには書いてございませんが、概括的に申しますと、こういった取組をすること自体が非常に重要であるという回答が85%とか、大学生のグループインタビュー、ディスカッションの中で得られたものですが、昨今のSNS等の重要性を指摘し、あるいはY o u T u b e rを活用したらどうかとか、こういった具体的な意見も得られました。

(4) 元島民等の援護です。これは左から2列目に記載のとおり、元島民の方々が展開する運動や資料収集等の手助け、支援をすることのほか、3つ目のポツ、自由訪問、これも四島に行くための特別な枠組みなのですが、墓参、お墓がまだ残っています。そういったところの訪問。

4つ目のポツに航空機による特別墓参と書いていますが、4年前に安倍総理とプーチン大統領の間で特別に合意をしまして、飛行機で特別に行けるようにしようということになりました。3年前から毎年実施しております。元島民の方は船で行っていたわけですが、今年で言いますと元島民の方々の平均年齢が85歳です。船ではなかなか厳しいという方も現実におられる中で、負担軽減の観点から航空機で行けないかということを経理、大統領で合意しまして、令和元年度は1回ですけれども、予定どおり1泊2日でこなしました。

(5) 旧漁業権者等への融資です。これは、もともと四島周辺に漁業権を持っていた方々が現実にそれを行使できないという特別な状況にあることに鑑みて低利融資をしているのであります。漁業を中心とした事業の融資及び生活資金の融資も行っております。これは融資額が多ければ多いほどいいということでは必ずしもないと思っておりますが、制度改革、拡充などを行っておりますので、丁寧な説明をするという観点から相談件数や相談会の回数を定量目標として掲げており、記載のとおりいずれもそれを上回ったものとなっております。

3 ページ目、Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項、Ⅲ．財務内容の改善に関する事項、Ⅳ．その他。いわゆる管理事務でございます。例えば一番上の経費節減という行で見ますと、目標では一般管理費を5年間で7%削減するとか、業務経費を対前年度1%効率化を図っていくということが掲げられています。

2行目の調達に関しては、一者応札を極力なくすとか、随契も極力なくすということが掲げられておりまして、いずれも達成しているという判断に至っております。一者応札は発生しませんでしたし、随意契約は件数として4件あったのですが、どうしてもこの船を使わなければ行けない、この飛行機でなければ行けないという特殊なものがあります。あるいは協会が入っているのは民間ビルですから、そこの指定業者をどうしても使わざるを得ないような改修等はやむを得なかったわけですが、それ以外は随意契約は発生していないということでございます。

以上、総括といたしまして、3 ページ目の一番下、総合評定Bと付けてございます。北対協自身の自己評価は、いずれの項目もBという自己評価をしておりまして、私ども内閣

府としてもそれを是とするという結論でございます。総合評定Bの欄に書いてありますとおり、全体として所期の目標を達成していると認められ、特に重点事項である世論啓発につきましては、若年層への発信強化のため、ホームページのリニューアルを行ったほか、SNS活用を実践し、そういった情報発信数等は増加するなど、取組を着実に実施している。

なお、定量評価で1つだけ、先ほど申し上げた事業に参加した人のSNS発信というのが、目標値に定量的に至っていない部分もありますが、交流事業そのものとしては、おおむね計画どおりに実施されているため、その一事をもって評価を引き下げる、あるいは全体評価を引き下げるといふことには至らないだろうという判断でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○田辺座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問等ございましたら。石川委員、お願いたします。

○石川委員 御説明ありがとうございます。

2点ございます。1つ目は青少年や教育関係者に対する啓発で、先ほど教科書のほうに北方領土についての啓発が載せられたということで、私も1点、とても気になっていることがあります。昨年度、北方領土の啓発のために、全国からかなりの修学旅行生が集まっている状況があるということを知り、今年、報道で知りました。ただし、今年度はコロナの影響で、修学旅行生が多分集まらないだろうと思われ、せっかく啓発活動が成功していたにもかかわらず残念だという思いがあります。この評価には直接、影響はしないのですが、昨年度修学旅行生がかなり集まっていたということを知って、大変うれしく思っておりました。今年度は、コロナの影響がどうかしらということが1点めです。

もう一点は、今年ビザなし交流がないということですが、そうすると、当該評価が、来年度、「C」が付される可能性があるのがすごく気の毒なので、この点を何とかならないものかと思われました。また、先ほど、「飛行機」という話を伺いましたが、かなり特殊な事情がなければ飛行機は使用できないということなので、来年度の評価に単純に「C」を付していいのかなということも思った次第です。

○田辺座長 その点、いかがですか。

○中嶋北方対策本部参事官 今回の御指摘の1点目の修学旅行につきましては、北対協ではなくて私ども本部の直轄事業として修学旅行を重視しようという事業をやっています、具体的には先生を連れていくと。旅費などを私どもで負担して先生を連れて行って、なるほど、ここは見るに値すると。どうしても北方領土が見えますというだけでは修学旅行として成り立ちませんので、あの地域全体を広く、例えば酪農の体験ができますとか、パッケージで御提案しています。今年度はつい先日行ったばかりなのです。先生方の反応は良かったです。現に修学旅行生の数も一定数増えてきているのですけれども、今、先生がおっしゃったように、コロナ禍でたちまち回復するのかなというのは、この地域に限らない話なのですが、よく注視しつつ、しかし、行けるぞとなったときには手が打てるようにとい

う意識は持っております。

2点目の点が極めて重い話だと私どもも思っております、今年、四島への訪問事業は全てできないと。最後1つ残っているものがあるのですが、間もなくできないというジャッジに至ります。来年度コロナの状況がどうなっているかによるのですけれども、仮に回数が予定していた例年よりも減ったから、あるいは最悪ゼロになったから、それをもって直ちに全体評価なし交流事業が落第になるかどうかというのは、慎重な検討が必要なのだと思います。

例えば、これはまだ検討中なのですが、今年、船がどうしてもだめになるのですが、北海道庁と今、協議をしております、中間線ぎりぎりまで飛行機をチャーターして、上空から北方領土を眺めていただいて、上空慰霊という言い方になりますが、お墓一つ一つはもちろん見られませんが、元島民の方々に慰めていただく事業ができないかという検討をしております。それは代替事業と位置付け得ますので、できる限りのそういう手段を講じたことをもってどういう評価になるかということも来年度検討していくことになろうかと存じます。

○石川委員 ありがとうございます。分かりました。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

○石川委員 はい。

○田辺座長 では、お願いいたします。

○大隈委員 3点ほど教えていただきたいことがあるのですが、1個目が1ページ目の(1)の①です。「啓発施設の集客数は、いずれも前中期目標期間の年度平均の水準を上まわった」とあるのですけれども、北海道は3月はそれほど影響を受けていなかったのですかね。一時期、北海道はコロナがすごかったと思うのですが、そういうので特に啓発施設、北海道のあそこに集中していると思うのですけれども、そちらは影響がなかったのかどうかと、その後について教えていただきたい。

2つ目が、2ページ目の四島交流事業。ここで定量的目標で550件と上げているのですね。そもそも550件でよかったのかという話になると思うのです。定量的指数というのは、上げてしまうと、結構そこに拘束されてしまうというのがあるので、これは今後になると思うのですが、この目標設定がそもそもどうだったのかというのをもう一度お考えいただいたりしたほうがいいのかと思います。

3点目は、3ページの上から2つ目の調達の合理化ということで、一者応札・一者応募が1件もないというのは、かなりすばらしいなと思う。ほかの独法さんとかでもこれはかなり見られて、いろいろ努力をされてもそうならないというのを耳にする中で、これを達成されているのはすばらしいので、その仕組みなり一生懸命されている方策等を教えていただければと思います。

○中嶋北方対策本部参事官 まず、1点目の啓発の参加者とか訪問者に対するコロナの影響は、御指摘のとおり、令和元年度で言いますと、コロナの影響が顕在化したのが2月と

か3月でしたので、そこまで大きなへこみはなかった結果だと受け止めております。

今日北対協も同席していますので、補足があれば、後ほどお願いします。

2つ目の御指摘のSNS等の発信550件は、率直に申し上げましてかなり意欲的な数を掲げたと思っております。数さえクリアすればいいのかという問題もありますし、今の御指摘を踏まえて、質も伴わなければいけませんし、その辺も含めて、今5か年計画は直ちにこれを動かすということにはならないと思えますけれども、質も含めて、評価に当たってはよく検討していくべきことだと私どもも考えております。

最後の一者応札については、協会のほうから具体の説明をお願いします。

○鈴木北方領土問題対策協会事務局長 1つ目の施設に来客される方。このデータは去年のデータでございますので、コロナの影響はないのですが、今年、その後どうなるかという御質問ですけれども、道庁の施設も似たような施設がございまして、現地とそれと並びを取って休館するところは休館してしまっております。ですから、その時期に関しましては全く来場者がいない状況になっております。人数だけを考えますと、その期間はゼロになってしまいますので、去年と比べると下がってしまうということを考えております。

2点目、550件の設定自体がちょっと厳しかったのかなというところでございます。これについてはまさしくそうなのですけれども、船の中にWi-Fiの設備がなかったものですから、昨年度、去年からWi-Fiの設備を新たに設置しました。そういう意味では、船に乗ったときにSNSで発信していただけるというもくろみ、増えるのではないかなというところもあったのですが、Wi-Fiの環境、使える場所とか時間帯とか、天候にちょっと左右されるところもございまして、若干少なくなってしまったのかなというところもありました。ですから、今後Wi-Fiを使える場所とか時間帯とか、いろいろ考慮して検討したいと思っております。

3つ目、一者応札がなかったということでございます。以前は数件発生しておりました。そのたびに、興味を持って入札説明書を取りに来ていただいた会社に、なぜ応札していただかなかったのかという調査とか、あと、私どもとしては公告期間、決まったところへ長く公告したり、多くの方が応札可能なような仕様書の内容にするようにして、少しずつ改善をさせていただきました。その結果だと思っております。

以上でございます。

○大隈委員 とてもすばらしいと思います。どうもありがとうございます。

○田辺座長 ほかはいかがでしょう。では、よろしく願いいたします。

○牧原委員 幾つかあるのですが、1つは、資料2-1ですけれども、「主な理由」と書いている一番右の欄で、なぜ(1)の①だけ、「所期の目標を達成している」以外に何もないのか。これは想像するに、評価項目が数値的なもので、上回ったらどうかということ以外に書きようがないということからこうなったのかと推察するのですが、全般に非常に緻密に数値目標を掲げていらっしゃるのはいいのですけれども、掲げ過ぎというか、これをやると、いずれ大変なことになるのではという気がします。多分最初にやられた方が政

策評価の趣旨に沿って数値目標を頑張って掲げたのですが、もう少し質的なものも入れられたほうがいいのではないかと思います。なぜここはそれがいいのかというのが1つ。形式的なことですけれども、実績に関わることなので、お聞きしたいと思います。

2つ目は、今、話題になっているSNS。私も昨日、エリカちゃんというのが突然自分のアカウントに飛び込んできて、知ったのです。SNSはバーチャルに北方領土を体験させるということは、これから主になってくることは間違いない。

バーチャルにやるということの展開で、これもぜひおやりになったらいいのですが、またダウンロード回数とかありますが、あまりやり過ぎると大変なので、急に増えますけれども、質的なものをもっといろいろやられたほうがいいのではないかと。

私は、梯久美子さんの『サガレン』という本を最近読んだのですが、あれは南樺太の話ですけれども、確かにいろんな人が行っているのです。私もそうかと改めて思いました。だから、もう少し北方領土のあの島で近代で何があったのかということのビジュアルをうまく使った、そういう教育もやられているし、それはもう少しいろいろやれるのではないかなと、『サガレン』を読んで思いましたので、あまり長いものをつくらず、1分ぐらいものをたくさんつくったほうがいい。50分よりは5分を10本のほうがはるかにあの世界では効果があるので、なるべくそういう形で切って、たくさん出すということをやられることが大事なのではないかと思います。

それに併せて言うと、先ほどの訪問者数ですけれども、総数よりは、開館日数との比率とかいった数値のほうがいいのではないのでしょうか。だから、これを機に数値目標を組み替えることをいろいろお考えになることかなという気がいたします。そうだとすると、こういうバーチャルなものとかSNSとか、そういうものを使うと、どなたが中でやられていらっしゃるのか。これは相当アイデアがうまく出ないといけませんけれども、案外ちょっとしたアイデアで回ってしまう世界ではあるのですが、どういう体制でやられて今後それをさらに充実させようとお考えなのか。

ですから、先ほどの所期の目標を達成しているという理由のところと、その点の体制をどういうふうにつくっていかれるか。この2点をお伺いできればと思います。

○中嶋北方対策本部参事官 御指摘ありがとうございます。

1点目の①があっさりし過ぎているのではないかということについては、そうとしか書きようがなかったというのが正直なところですが、先生おっしゃったように、正直かなり意欲的な定量目標を掲げた面はあると思っております。とにかく数をこなせばいいということにならないように、質の点は引き続き注意してまいります。

SNSなどでバーチャルな発信というのは、それもそのとおりでございまして、であります。ゆえに船にWiFiを設置し、事業に参加した者が帰ってきてからでなくて、その場で発信できるようなものとか、あるいは資料収集と先ほど途中で申しましたが、当時の写真などを発掘する余地がまだございまして、戦後2年間ぐらいロシア人と混住していたときの写真とかそういったものを、こういう時代もあったということも含めて、より効

果的な発信をしていきたいと思えます。

短いものということもそのとおりだと思っております、例えば北方領土を題材にした有名な映画があるのですけれども、1時間以上の長い尺なものですから、それを小学生の授業に使うのはなかなか厳しいということにも鑑みて、もっとショートなものをつくれな
いかという検討も今、しております。

最後の御指摘の訪問者数を絶対数でなくて比率で見るということは、非常に大きなヒントをいただいたと思えました。我が協会に限らず、コロナ禍は天変地異みたいなものですので、来年度大きく変わる中で、どういった指標が適切かということをよく考えます。

○牧原委員 体制はどういうふうにやられていらっしゃるのですか。SNSの。

○中嶋北方対策本部参事官 バーチャルの発信みたいな。

○牧原委員 そういう中でどういう体制でやられているか。

○中嶋北方対策本部参事官 協会から補足してもらえますか。

○鶴田北方領土問題対策協会総務課長 発信につきましては、先ほど委員御指摘のエリカちゃんの発信については、私どものほうで発信をさせていただいております。職員の若手プロジェクトチームをつくって、ある種ノルマ的に与えて、時節に合った形。ノルマというのはちょっとあれですけれども、やって、とにかく知ってもらおうというところで発信をしていると。

○牧原委員 これはぜひ。もちろん、今、すごく充実していらっしゃるのですが、いろいろな外部の人を入れてもいいと思えます。

SNS的なものは外との連携をかなりうまくやられていくと、随分違ってくるのではないかと。中で今、楽しんでいらっしゃる感じがあっていいのですけれども、長期的にはそういうのを考えられるといいのかな。そうすることによって、つまり、訪問者数とは別の接点が出てくるし、それを一つの評価指標にも使えるのかなと思えます。

○田辺座長 よろしゅうございますか。

私は1点だけ質問でございます。2ページの(5)の旧漁業権者等への融資というところで、平成30年に法改正して、それで資格の承継制度ができて、融資対象が広がったと思うのですけれども、具体的に相談件数はこれだけでなくて、恐らく全部数字を丸めて、ほかのものも入っていると思うのですが、資格承継の方で相談に来て、具体的に融資を受けられた方というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。せっかく法改正したのだからというのと、あと、これをある意味続けているというのは、あそこはもともと日本のだから保障の対象であるという宣言効果があるので、それが0件だと、ぼんと途切れてしまうという気もしないわけでもないで、そこら辺の数字があったら、お教えいただきたいと思えます。

○鶴田北方領土問題対策協会総務課長 まず、見直しをして、どのくらい融資が増えたかということになりますと、生活資金をちょっと見直しをしまして、30年と元年で比較した場合、30年で2件だったものが9件に増えている。この2とか9が少ないか多いか。どう

しても生活資金というリスクの高いものになっております。借りる方は高齢化が進んでいます。そういう中で、2から9に増えたということについては、内閣府さんの御理解を頂きながらメニューの改正をした効果があったのかなと思っているところでございます。引き続き周知ということは強めていかないといけないなと思っております。

それから、法改正をしていただきまして、いろんな要件がございますけれども、生活の維持を一世の方にしている方については、いろんな要件を満たせば承継できるということも議員立法、それから内閣府さん、水産庁さんに御尽力いただいて成立させていただいている。これは何人かというよりは、元島民の方々が国がしっかりと我々のことを考えてくれているのだということ、その観点からはよかったと思っております。改正についての効果というのがそういうところに現れていると思っております。

○田辺座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

全部B評価というのは、割と謙虚な評価なのですね。ほかの人はいろいろ入れ込んでくるのですが、これに対する御異論というのも特になかったような気がいたしますので、こちらの原案、オールBというものですが、総合評定もBということで、確定したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、これで確定させていただきたいと思っております。

では、北方対策本部、北方領土問題対策協会の皆様方は、これで御退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

(北方対策本部、北方領土問題対策協会の方、退室)

○田辺座長 それでは、最後に事務局のほうから今後の当懇談会の予定等についての御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○服部補佐 それでは、資料3を御説明させていただきます。今後のスケジュールについてですが、まず最初の評価についてでございます。本日8月27日、この有識者懇談会におきまして評価について御検討いただきましたので、本懇談会を踏まえまして、9月の初旬から中旬にかけて内閣府の中で内部の手続を行いたいと思っております。具体的には決裁等でございます。

手続を経まして、9月中旬には「独立行政法人通則法」に基づきまして、法人に対して評価の結果を通知するとともに、公表いたします。また、これとほぼ同じようなタイミングで、「独立行政法人の評価に関する指針」に基づきまして、総務省の独立行政法人評価制度委員会へも通知を行う予定です。

次に、2つ目の目標に関してでございます。目標に関しましては、次回の有識者懇談会におきまして、資料3にありますように、国立公文書館の令和3年度の目標案について御意見を頂く予定としております。

この有識者懇談会の開催時期についてでございますが、今のところ来年の1月頃を考えております。日付につきましては、あらかじめ先生方の御予定、御都合をお伺いいたしまして調整していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○田辺座長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、議事の進行を事務局のほうにお返しいたします。

○笹川課長 何もございません。以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。